

ハツ場ダムの建設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年三月二十四日

参議院議長 江田 五月 殿

脇 雅 史

ハツ場ダムの建設に関する質問主意書

ハツ場ダムについては、河川法、特定多目的ダム法及び水資源開発促進法に規定される手続きを経て、政府はその建設を進める責務を負っており、また平成二十一年度予算において、本体工事を発注する予算措置が執られている。

それにも関わらず、政府は現在その執行を一方的に停止しているが、何ら法的手続きを執ることなしに、そのような措置を執ることが出来る法的根拠を明示されたい。

右質問する。

